［普通預金規定］

１．（照合表の保管）

この預金の取引明細は、当連合会が作成する「普通預金照合表」に記載して交付しますので、「普通預金照合帳」にとじ込んで保管してください。

２．（取扱店の範囲）

この預金は、当店で預入れ、または払戻しができます。

３．（証券類の受入れ）

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当連合会は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、所定の取立手数料をいただきます。

４．（振込金の受入れ）

（１）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

（２）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

５．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

６．（預金の払戻し）

（１）この預金を払戻すときは、当連合会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

（２）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当連合会所定の手続をしてください。

（３）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当連合会の任意とします。

７．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）100 円以上について付利単位を 100 円として、毎年３月と９月の当連合会所定の日に、所定の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融の情勢の変化により変更することがあります。

８．（届出事項の変更等）

（１）印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

（２）印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当連合会所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

９．（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

10.（譲渡、質入れの禁止）

この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

11.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 13 条第３項第１号、第２号ア．からカ．および第３号ア．からオ．のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 13 条第３項第１号、第２号ア．からカ．または第３号ア．からオ．の一にでも該当する場合には、当連合会はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12.（取引の制限等）

（１） 当連合会は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当連合会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３） 前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当連合会が認める場合、当連合会は当該取引の制限を解除します。

13.（解約等）

（１）この預金口座を解約する場合には、当店に申し出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当連合会はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当連合会が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第 10 条に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当連合会はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア．暴力団

イ．暴力団員

ウ．暴力団準構成員

エ．暴力団関係企業

オ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

カ．その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為
イ．法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当連合会の信用を毀損し、または当連合会の業務を妨害する行為
オ．その他前各号に準ずる行為

（４）この預金が、当連合会が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当連合会はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（５）前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申し出てください。この場合、当連合会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当連合会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当連合会に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当連合会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当連合会に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当連合会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当連合会に提出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当連合会に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当連合会の指定する順序方法により充当いたします。

③　第１号による指定により、債権保全上支障を生じるおそれがある場合には、当連合会は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到着した日までとして、利率、料率は当連合会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当連合会の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については当連合会の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当連合会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16.（成年後見人等の届け出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされた場合にも、前二項と同様にお届けください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様にお届けください。

（５）前四項の届け出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

17.（規定の変更）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

18.（規定の交付）

（１）規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは電子メール等による配布、当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。

（２）印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当連合会窓口へ申し出てください。

以　上

（2026年10月１日現在）